

第11章

ロシア

加盟交渉中の国・地域については原則として本報告書の対象外であるが、以下の措置は、加盟交渉中に WTO 協定の基本的方向性に逆行して導入されたものであり、かつ貿易歪曲効果を有する措置であることから、WTO 協定との整合性に問題ある制度が多数見られる中で特にここで取り上げることとしたものである。

セーフガード

大径管に対するセーフガード措置

<措置の概要>

ロシア経済発展貿易省は、ロシア鉄鋼業界の提訴を受け、2005 年 2 月 3 日に大径管に関するセーフガード調査を開始した。提訴者は、今後ロシアが重大な損害を被るおそれがあるため、①暫定措置として関税引き上げ(20%)、②最終措置として輸入数量制限(5年間)の措置を求めた。これに対し、我が国は公聴会に出席するとともに、調査当局との個別の協議や各種の閣僚会合等のあらゆる機会をとらえ、ロシア連邦政府に対して当該セーフガード措置を発動することはロシア連邦法上問題であり、また WTO 加盟を目前に控えた国として WTO 協定にも整合的でない当該措置を講ずるべきではない旨、繰り返し申し入れてきた。

<国際ルール上の問題点>

セーフガードの発動要件は、①予見されなかった事情の発展、②輸入の急増、③国内産業の重大な損害または損害のおそれ、④輸入急増と損害の因果関係であるが、ロシア側が 2005 年 11 月に公開した調査結果報告書の内容は、WTO 協定に照らしてみても以下の問題がある。まず、調査対象期間中、ロシア鋼管メーカーの国内生産量・販売量、総輸出量の増加、生産設備稼働率の上昇、従業員数の増加が見られ、ロシア国内産業が重大な損害を被っている状態にあったということとはできない。また、大径管の輸入増加と重大な損害の因果関係について、客観的な証拠に基づいた立証が何らなされていない。さらに、そもそも当該セーフガード措置の対象となっている日本製大径管は、產品の特性・最終用途・市場における評価等の面でロシア製大径管と直接競合関係にはない。これら等の理由から、当該セーフガード措置を発動することは不適切である。

<最近の動き>

日本側から累次にわたり問題を指摘し、措置が不適切である旨申し入れてきたにも拘らず、2006 年 7 月 21 日、経済発展貿易省はロシア連邦政府に調査報告書案を上程し、2006 年 11 月 18 日、ロシア連邦政府は大径管に対するセーフガード措置の決定を発表した。これにより、我

第 I 部 各国・地域別政策・措置

が国等からロシア国内に輸入されている大径管については、2006 年 12 月 21 日から 3 年間、特別関税 8 % が賦課されることになる。なお、本措置発動時点において、ロシアは WTO 加盟を果たしていないため、当該措置について WTO 紛争解決機関で争うことは不可能であるが、我が国としては措置の撤回を求める等、引き続き適切な対応を検討していく必要がある。